

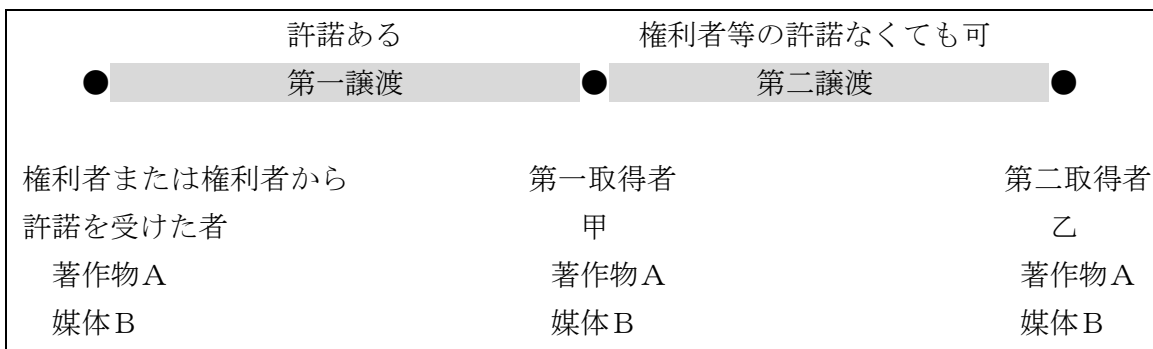
Art & Allposters International BV v Stichting Pictright 事件 欧州司法裁判所 2015年1月22日判決

発表者：栗田英一・中村幸子

はじめに

著作権等の知的財産権には、「消尽」と呼ばれている概念がある。

本件判決で問題となっている著作権（頒布権）で言えば、「消尽」とは、下記の図のとおり、権利者（または権利者から許諾を受けた者）が、著作物の原作品または複製物を、甲（第一取得者）に譲渡した場合には、その著作物の原作品または複製物については、著作権はその目的を達成したものとして消尽し、著作権の効力は、甲（第一取得者）が乙（第二取得者）に譲渡する行為には及ばないという考え方をいう。



「消尽」の考え方の背景には、著作権法による著作権者の権利の保護は、社会公共の利益との調和の下において実現されなければならないこと、そのためには、①著作物またはその複製物の円滑な流通を確保する必要がある（円滑な流通の確保）、他方で、②著作者または許諾を受けた者から譲渡された著作物またはその複製物について、著作権者等が二重に利得を得ることを認める必要性は存在しない（二重利得の防止）という考え方が背景にあると指摘されている（最高裁平成14年4月25日判決・中古ゲームソフト事件参照）。

日本の著作権法では、第26条の2の第2項に、「消尽」に関する明文規定がある。

本件では、情報社会指令2001/29の第4条（2）が、本件の「消尽」に関する規定であり、本件判決では、当該条項が本件に適用されるか否かが問題となった。

なお、上記の「指令」について付言すると、欧州連合（EU）は、全域に及ぶ著作権制度を有しておらず、EUの各加盟国の国内著作権法が存在するに過ぎない。もっとも、各加盟国の著作権法を調和させるために、EUは「指令」（directive）を作成し、各加

盟国は当該「指令」に基づいて国内著作権法を改正することで、各加盟国の著作権法の調和が図られている。

上記の図では、著作物A（例：絵画）が媒体B（例：紙）に固定されたままで流通していく例を示しているが、本件では、第一取得者が著作物Aを、媒体Bから媒体C（キャンバス）に移し替えて販売したため、本件でも頒布権が問題となるのか、頒布権の消尽が認められるのか否かが問題となった事案である。

第1 本件判決の紹介

1 事案の概要（判決文14～17）

注：中村幸子作成パワーポイント資料3～6頁を参照

- (1) 原告・控訴人・被上告人：Stichting Pictoright（以下「ピクトライト」ということがある）
- (2) 被告・被控訴人・上告人：Art & Allposters International BV（以下「オールポスターズ」ということがある）
- (3) Canvas transfer（以下「キャンバス・トランスファー」ということがある）の工程
- (4) 訴訟の提起

2 オランダ国内審理の概要（判決文18～21）

注：中村幸子作成パワーポイント資料7～14頁を参照

- (1) ECJ判決（本件判決）に至るまでの経緯
- (2) ルールモント地方裁の判決
- (3) スヘルトヘーンボス控訴裁の判決
- (4) 最高裁への上告
- (5) 最高裁の決定

3 先決付託手続・先決判決について

- (1) EU司法裁判所は、ルクセンブルクにあり、EU条約およびEU機能条約に関する一般的管轄権を有し、原則としてEU法全体（およびEU諸機関）に及ぶ。

EU司法裁判所は、加盟国裁判所の要請により、EU法の解釈（またはEU諸機関の行為の効力）に関して先決判決を行うことができる。これを先決付託手続という。

先決付託手続では、加盟国の国内裁判所における訴訟においてEU法上の問題が提起され、その問題が判決の前に解決される必要がある場合において、国内裁判所はいったん審理を停止して、その問題についてEU司法裁判所に照会を行い、司法裁判所

から「先決判決」という形式で回答を得ることができる。国内裁判所は、この「先決判決」を係争中の事件に適用する。こうしてEU司法裁判所の判例法が形成されていく。「先決判決」が可能な場合は、EU機能条約第267条に規定されている。

先決判決の手續において、本案訴訟の両当事者、EU加盟国、欧州委員会等は、EU司法裁判所に対して意見書を提出することができる（「別紙4」記載の司法裁判所手續規則第96条、EU司法裁判所規程第23条を参照。）

(2) 本件では、オランダ最高裁判所は、下記の合計4つの質問を、EU司法裁判所に照会した。（判決文21）

質問1

情報社会指令2001/29の第4条は、「複製がその形態においてその後に改変されてから再び当該形態（改変後の形態）において循環して流通される事案において、著作権者の頒布権が、著作権者によりあるいは著作権者の承諾のもとに欧州経済領域（EEA）内で販売および頒布された著作権で保護された作品の複製物に関して行使されうるか否か」という問題に対する回答を与えるか。

質問2

- (a) 仮に、質問1に対する回答が肯定的である場合には、「質問1の付託事案において改変が存在する」という事実は、「情報社会指令2001/29の第4条(2)の文言の範囲内における消尽が妨げられるか、あるいは阻止されるのか」という質問に対する回答と関係があるか（影響を与えるか）。
- (b) 仮に、質問2(a)に対する回答が肯定的（消尽が妨げられる）である場合には、それによって、「情報社会指令2001/29の第4条(2)の文言の範囲内における消尽を妨げあるいは阻止するところの複製物の形態の点に関して改変が存在するか否か」を決定するために、いかなる基準が適用されるべきか。
- (c) 上記の基準は、再販売者が複製物に対して異なる形態を与えて当該形態において公衆にそれらを頒布したという一つの理由から、もはや消尽の議論は存在しない（頒布権を行使できる）（Poortvliet 判決中での1979年1月19日オランダ最高裁判決の判示。NJ 1979/412）という趣旨において、オランダの国内法の中で発展された基準を許容する余地を与えるか。

(3) 先取りして述べれば、本件判決（先決判決）の結論は、下記のとおりである。（本件判決末尾の太字部分参照。後述する判決文49も同旨）

情報社会における著作権および関連権の一定の側面のハーモナイゼーションに関する

2001年5月22日の欧州議会およびEU理事会の指令2001/29/ECの第4条(2)は、以下のとおりの意味を有するように解釈されなければならない。

「情報社会指令2001/29で規定されている頒布権の消尽のルールは、(著作権法上)保護される著作物の複製物が、著作権者の承諾に基づき欧州連合(EU)内で販売された後に、当該複製物が紙のポスターからキャンバス上に移転するといったように、その媒体の改変が行われ、かつ、その新規の形態において再び販売に置かれるという状況下では、適用されない。」

上記のとおり、EU司法裁判所は、質問1については情報社会指令第4条の適用問題になるとしたうえで、同指令第4条(2)の「頒布権の消尽のルール」については、本件のような「その媒体の改変が行われ、かつ、その新規の形態において再び販売に置かれるという状況下では、適用されない」と判示し、質問2(a)および(b)に回答を与えた。質問2(c)についてはオランダ国内裁判所の問題であるとした。

以下、本件判決の紹介をするが、本件判決で問題とされた条約、指令、法律等については、「別紙1」の第1項に記載したので適宜参照されたい。

4 本件判決の紹介

(1) EU司法裁判所の審理対象の確定(判決文22、23)

ア 本件判決の判示内容(判決文22、23)

EUの機能に関する条約第267条により、EU司法裁判所の裁判管轄権は、EU法の規定を考察することのみに限定され、国内法(注:本件ではオランダ法)の適合性について判決する管轄権を有しない。(判決文22)

本質的問題は、情報社会指令の第4条(2)に規定された頒布権の消尽のルールが、著作権者の承諾のもとで、欧州連合内で販売された後に、(著作権法上)保護される著作物の複製物が、当該著作物の媒体を改変(alteration of its medium)した場合(紙のポスターからキャンバスへと当該複製物の移転がされたような場合)であってかつ当該著作物の新しい形態において再び当該市場に置かれる場合という状況で適用されるのか否か、である。(判決文23)

イ 法務官の意見(法務官の2014年9月11日意見書(以下「意見書」という)49~53)

注:法務官(アヴォカジェネラルともいう)は、EU司法裁判所を補佐する同裁判所の構成員であるが、裁判官ではない。法務官は、完全に公平かつ独立の立場から判決の前段階で理由を付した意見を公に提示する(EU機能条約第

252条の2)。

本件問題は頒布権に関するものである。換言すれば、それは「消尽しない」権利である限り、ピクトライトは、テキストスタイルの媒体で本件絵画著作物の商品化を禁止する要求に基づき、本件絵画著作物の頒布をコントロールする権利に依拠する権原を有する。(意見書52)

したがって、情報社会指令第2条中に規定された複製権に基づくいかなる議論も回避し、情報社会指令第4条が規定する頒布権に基づく本件問題(オランダ最高裁が付託した問題)を分析することになる。(意見書53)

(2) 審理対象が情報社会指令の適用範囲内にあるか(判決文24～28)

質問1に関係する事項である。

ア 当事者・関係者の主張・見解(意見書26～35)

オールポスターズの主張・・・「別紙2」の第1の1(意見書26)

ピクトライトの主張・・・「別紙2」の第1の2(意見書27、28)

フランス政府の見解・・・「別紙2」の第1の3(意見書29、30、31)

イギリス政府の見解・・・「別紙2」の第1の4(意見書32、33)

欧州委員会(コミッション)の見解・・・「別紙2」の第1の5(意見書34、35)

注：欧州委員会はEUの法案・予算案の提出権を独占する機関である。

イ 法務官の意見(意見書54～63)

本件は、著作物の「翻案」(adaptation)の事案に相当しない。(意見書57)

本件では、キャンバス・トランスファーは、複製画像(それは「著作物」または芸術的創造の最終結果である)に影響を与えていない。反対に、キャンバス・トランスファーのメリットは、オリジナル画像が確実にキャンバスに複製されるという事実に存在する。したがって、一方では、オリジナル著作物は、当該著作物から想起される異なる芸術的言語に移転されておらず、他方では、当該画像の歪曲または構成からの要素の除去または芸術的創造の部分ではない要素の付加はいずれも行われていない。(意見書59)

上記の状況下において、本件訴訟における本件の状況は、「翻案」(adaptation)のコンセプトの範囲内にはない。(意見書60)

したがって、付託する裁判所が第一の質問において「複製が・・・その形態の点において改変(alteration)が実行された」と述べるときは、それは、ベルヌ条約第12条の意味の範囲内の「翻案」(adaptation)を意味するものではない。むしろ、上記の「その形態の点における改変」(alteration in respect of its form)は、

当該著作物が組み込まれた媒体の改変（an alteration of the medium）であって、当該著作物そのもの（芸術的創造の作品たる著作物）の改変ではないと解釈すべきである。（意見書61）

翻案権（the right of adaptation）がハーモナイズされているか否か、あるいはベルヌ条約第12条が適用されるべきか否かは重要ではない。すべての検討事項は、問題の権利が情報社会指令第4条所定の権利（頒布権）であること、本条項が頒布権の消尽のルールを完全にハーモナイズさせていると理解できることである。（意見書62）

本案訴訟中で問題となる権利が、複製された絵画著作物が具体化されている特定の複製物の「頒布権」であるという趣旨において、情報社会指令の第4条は適用可能である。（意見書63）

ウ 本件判決の判示内容（判決文24～28）

ピクトライトは、（著作権法上）保護される著作物のポスターからキャンバスへの移転は、頒布権（the distribution right）ではなく、翻案権（the adaptation right）の問題であって、ベルヌ条約第12条により規律されると主張する。（判決文24）そのため、上記の事項が情報社会指令の適用範囲内にあるか否かが検討されるべきである。（判決文25）

ベルヌ条約第12条が翻案権を規定しており、情報社会指令中にはそれと同様な規定は存在しないが（判決文26）、紙のポスターおよびキャンバス・トランスファーは、いずれも、（著作権法上）保護される美術的作品の画像を含んでおり、これらは、欧州連合内で販売された（著作権法上）保護される著作物のコピー（複製物）として、情報社会指令第4条（1）の適用範囲内にある。ベルヌ条約第12条の「翻案」（adaptation）の概念を解釈する必要はない。（判決文27、28）

（3）情報社会指令2001/29の第4条（2）の解釈（判決文29～49）

質問2（a）および（b）に関する事項である。

ア 当事者・関係者の主張・見解（意見書36～47）

オールポスターズの主張・・・「別紙2」の第2の1（意見書36、37、38、39）

ピクトライトの主張・・・「別紙2」の第2の2（意見書40、41、42、43）

イギリス政府の見解・・・「別紙2」の第2の3（意見書44）

欧州委員会の見解・・・「別紙2」の第2の4（意見書45、46、47）

イ 法務官の意見（意見書64～81）

(ア) 「その形態の点における改変」の顕著性（意見書64～70）

本件の中心的な問題は、「その形態の点における改変」（alteration in respect of its form）（例えば、複製物が組み込まれた有体物の媒体に関して）が、情報社会指令第4条（2）の意味する頒布権の消尽を妨げるかあるいは阻止するか否か、である。（意見書64）

本指令の文言に立ち返ることが必要である。（意見書65）

オールポスターズ、フランス政府、欧州委員会が主張するとおり、「物」（object）の文言は（芸術的創作物の）有体物の媒体（its material medium）をいうことが明らかである。（意見書66）

頒布権の消尽は、何か必然的な相違（something necessary different）の帰属が移転した場合、とりわけ著作物が複製された物の帰属が移転した場合に発生する。（意見書67）換言すれば、当該物（有体物の媒体）の帰属が移転すると、頒布権は消尽するが、著作権の帰属（芸術的創作物として存続する対象）は移転しない。（意見書68）

上記の解釈は、情報社会指令の前文（28）の文言によって支持されている。（意見書69）

質問2（a）の「形態の点における改変」（alteration in respect of the form）は、情報社会指令の第4条（2）の消尽の妨害あるいは阻止に関係がある。（意見書70）

(イ) 「当該形態の点における改変」の存在の適切な判断基準（意見書71～78）

次に、決定しなければならないことは、質問（b）に従い、情報社会指令第4条（2）の文言の範囲内における消尽を妨げあるいは阻止する複製物の形態に関する改変（an alteration）が存在するか否かを決定するために、いかなる基準が適用されるべきかである。（意見書71）

上記に関して、欧州委員会に従い、重要なことは、当該改変（the alteration）の後に、それが同じ著作者の知的創作物を代表する有体物の商品（the same tangible item）のままであるか、あるいは、当該商品の改変（the alteration of the item）が他の形態における上記知的創作物を代表する何か他の有体物の商品（another tangible item）を生み出しているか、であるから、問題となる改変の程度（the degree of alteration）が考察されるべきである。（意見書72）

本件では、著作者の知的創作物が組み込まれた有体物の媒体により実行された改変の本質（the nature of the alteration undergone by the material medium）は、著作権で保護された知的創作物の新たな複製（a new reproduction of the protected intellectual creations）となるということである。（意見書73）

EU司法裁判所は、オールポスターズが行った改変が、有体物の媒体への上記し

た顕著な変化（情報社会指令第4条所定の権利が消尽しないことに関する複製された著作物の頒布を含むような変化）を必然的に伴うかを決定することに限定して判断すべきである。（意見書75）

本件の改変は、当該改変が考慮される限りにおいて、ピクトライトの頒布権は消尽したとは理解できないと結論づけるに十分に顕著である。むしろ、知的創作物が原作品に具現化された媒体（注：キャンバス）と同質の媒体の使用を含む事実が、その結果を生み出している。上記の要素は、知的創作物の頒布に使用された媒体の性質が原作品と混同を引き起こさない程度である他の事案とは、その性質上著しく異なる。（意見書76）

本件の状況下では、オールポスターズが行った改変は、「著作権で保護された著作物が、頒布権の消尽が排除される結果とともに、組み込まれた有体物の媒体において実質的な変化が存在した」と考えるに十分に顕著である。（意見書77）

オールポスターズが頒布を求める物（注：キャンバスに改変された物）は、明白にポスターとは「異なる物」であるから、ポスターの最初の販売において消尽していない。（意見書78）

（ウ）本件に関連するオランダ国内の判例法およびそのEU法との適合性（意見書79～81）

最後の質問は、オランダの判例法（Poortvlietの法理）がEU法に合致するか否か、を問いかける。（意見書79）

オランダ最高裁によれば、上記の法理は、原則として、「著作権者により市場に置かれた複製物が、市場に置いた者が最初に頒布した複製物の新たな形態の新たな利用機会をもたらす異なる形態で公衆に頒布された場合には・・・新規の発行（a new publication）が存在する」ことを維持している。（意見書80）

EU司法裁判所は、国内法の正確性について判断することまで要求されておらず、付託した裁判所に対して、当該裁判所の判例法がEU法に合致するか否かを決定することは、付託した裁判所の仕事であることのみ示せばよい。（意見書81）

ウ 本件判決の判示内容（判決文29～49）

（ア）前提事項・EU司法裁判所の判例の確認（判決文29～32）

情報社会指令第4条（2）から、当該対象物の欧州連合における最初の販売またはその他の所有権の移転が著作権者によりあるいは著作権者の承諾のもとで行われない限り、頒布権は、著作物の原作品または複製物について消尽しないということが導かれる。（判決文29）

EU司法裁判所の判例法によれば、情報社会指令の前文（31）のとおり、頒布権の消尽を規律する国内法の相違が欧州連合の域内の市場の円滑な機能に対して悪影響を与える場合には、情報社会指令第4条（2）は、当該条項中に規定する以

外の消尽のルールを規定することを加盟国に許容していない。(判決文30)

情報社会指令第4条(2)より、頒布権が消尽するためには、

- ① 著作物の原作品または複製物が、著作権者によりまたはその承諾のもとに市場に置かれたものであること
- ② 上記の著作物の原作品又は複製物が、欧州連合内の市場に置かれたものであること

が必要である。(判決文31)

本件では、ピクトライトにより代理された著作権者の著作権によって保護されている著名な画家の著作物を複製したポスターが、上記の著作権者の承諾に基づいて欧州経済領域(EEA)内の市場に置かれたことは争いがない。(判決文32)

(イ) 2つの争点の設定(判決文33)

しかしながら、本案訴訟における両当事者間において、

第1に、頒布権の消尽が、著作物あるいはその複製物に組み込まれた有体物(the tangible object into which a work or its copy)を適用対象にしているのか、あるいは著作権固有の知的創作物(the author's own intellectual creation)を適用対象にしているのか(注:頒布権の消尽の適用対象の問題)

第2に、オールポスターズにより行われた媒体の改変(the alteration of the medium)が排他的な頒布権の消尽に対してインパクトを与えるのか否か(注:媒体の改変による頒布権の消尽に対するインパクトの問題)

について争いがある。(判決文33)

(ウ) 第1の争点(頒布権の消尽の適用対象の問題)について(判決文34~40)

a EU情報社会指令の文言(判決文34、35)

情報社会指令第4条(2)は「その物」(that object)の著作権者の最初の販売またはその他の移転について規定している。(判決文34)

情報社会指令の前文(28)は、「当該指令に基づく著作権の保護は、有体物に組み込まれた著作物(the work incorporated in a tangible article)の頒布をコントロールする排他的権利を含む」と述べている。上記の前文によると、欧州連合内での著作権者によるまたは著作権者の承諾に基づく著作物の原作品またはその複製物の最初の販売は、欧州連合内における、その物(that object)の再販売をコントロールする権利を消尽させる。(判決文35)

b EU司法裁判所・EU議会・欧州委員会の見解(判決文36~38)

EU司法裁判所の判例法によれば、著作物は、公衆の実演による方法、あるいは、当該著作物についてされた録音物・録画物の複製・販売による方法によって、商業的利用の題材にされる。(判決文36)

EU議会は、「有体物」(tangible article)および「その物」(that object)の用語を使用することにより、著作者に対して、欧州連合内における、著作者の知

的創作物が組み込まれた有体物 (each tangible object incorporating their intellectual creation) の最初の販売へのコントロール権を付与することを望んでいた。(判決文37)

欧州委員会が述べるように(注:詳細は法務官の意見書45、「別紙2」の第2の4参照)、上記の認定は、国際法とりわけWIPO著作権条約により支持されている(判決文38)。

c WIPO著作権条約採択時の受諾声明(判決文39)

WIPO著作権条約第6条(注:頒布権)および第7条(注:商業的貸与権)に関する受諾声明によれば、当該条項に基づく頒布権および貸与権に関するものである限りにおいて、「複製物」(copies)および「原作品及び複製物」(original and copies)の表現は、もっぱら、有体物として流通に置くことのできる固定された複製物(fixed copies that can be put into circulation as tangible objects)をいう。

d 小括(判決文40)

したがって、(著作権法上)保護される著作物またはその複製物が組み込まれた有体物(the tangible object into which a protected work or its copy is incorporated)が著作権者の承諾に基づき市場に置かれた場合には、頒布権の消尽は、上記の有体物に対して適用される。

(注:したがって、頒布権の消尽は、著作物あるいはその複製物が組み込まれた当該有体物を適用対象にしている。)

(エ) 第2の争点(媒体の改変による頒布権の消尽に対するインパクトの問題)について(判決文41~48)

a 物理的媒体に対し実行された改変の評価(判決文41~43)

第2に、著作権者の承諾に基づいて販売された対象物が、その物理的媒体に対し実質的な改変(subsequent alterations to its physical medium)を経たという事実が、情報社会指令第4条(2)が意味する範囲内における頒布権の消尽に対してインパクトを有するか否かが、評定されなければならない。(判決文41)

本件において実行された改変は、美術的著作物の画像が紙のポスターから画家のキャンバスへ移転されたことである。上記の技法は、その複製物の耐久力を増加させ、そのポスターと比べてその画像の品質を改善し、ならびに当該著作物の原作品により近い結果をもたらす。(判決文42)

フランス政府が主張するとおり(注:詳細は法務官の意見書30、「別紙2」の第1の3参照)、ポスター自体が消失するにもかかわらず、本件事案で実行された媒体の交換(a replacement of the medium)は、(著作権法上)保護される著作物の画像が組み込まれた新規の物の創出(the creation of a new object incorporating the image of the protected work)を構成するに十分である。(判

決文43)

b オールポスターズの反論に対する判示 (判決文44～45)

オールポスターズは、「その画像は移転されて、もはやポスター上からは消失しているので、(著作権法上) 保護される著作物の複製物の増加がない」との理由で、キャンバス上への移転は複製に当たらないと主張し、当該著作物を複製するインクは改変されておらず、当該著作物自体は何ら影響を受けていないと主張する。(判決文44)

しかし、上記の議論は容認できない。

「インクが移転の間に保持されている」(the ink is saved during the transfer) という事実は、「その画像の媒体が改変された」(the image's medium has been altered) という認定に影響を与えない。

重要なことは、全体としてみて、改変された物それ自体 (the altered object itself) が、物理的に、著作権者の承諾を経て市場に置かれた物であるかどうか、ということである。上記のことは、本案訴訟における審理では認定できないのではないかと当裁判所は考える。(以上、判決文45)

c 頒布権の消尽の有無に関する判示 (判決文46～48)

もし、著作物の新規な複製物 (a new reproduction of that work) を構成する方法によって当該物 (that object) が最初の販売後に改変された場合には、著作権者の承諾は、彼の著作物を組み込んでいる物の頒布 (the distribution of an object incorporating his work) を対象としない。

上記の場合においては、上記の物の頒布権 (the distribution right of such an object) は、上記の新規な物が著作権者の承諾を経て最初に販売または所有権の移転 (the first sale or transfer of ownership of that new object with the consent of the rightholder) がなされた場合にのみ消尽する。(以上、判決文46)

情報社会指令の前文(9)および(10)によれば、上記の解釈は、著作者に著作物使用の適切な報酬を得させることによって、著作者のハイレベルの保護を確立しようとする情報社会指令の原則的目的によって支持されている。(判決文47)

本件では、著作権者は、少なくとも、キャンバス・トランスファーの頒布を黙示的に承諾していなかった。したがって、頒布権の消尽のルールを適用することは、著作権者から、上記の物が頒布されることを禁止する機会を奪い、あるいは、頒布された場合には彼らの著作物の商業的利用に対する適切な報酬を請求する機会を奪うであろう。両当事者は、キャンバス・トランスファーの経済的価値はポスターの経済的価値よりも顕著に上回っていることを認識している。(判決文48)

(オ) 結論

本件判決の判示内容（判決文49）

上記したすべての考察に基づくと、付託された質問に対する回答は、以下のとおりである。

「情報社会指令2001/29の第4条（2）は、以下の意味を有するように解釈されなければならない。すなわち、情報社会指令2001/29の第4条（2）で規定されている頒布権の消尽のルールは、（著作権法上）保護される著作物の複製物が、著作権者の承諾に基づき欧州連合（EU）内で販売された後に、当該複製物が紙のポスターからキャンバス上に移転するといったように、その媒体の改変が行われ、かつ、その新規の形態において再び販売に置かれるという状況下では（in a situation where a reproduction of a protected work, after having been marketed in the European Union with the copyright holder's consent, has undergone an alteration of its medium, such as the transfer of that reproduction from a paper poster onto a canvas, and is placed on the market again in its new form）、適用されない、と意味するように解釈されなければならない。」

参考：法務官の意見（意見書82）

上述した考察の観点において、私は、当裁判所は先決付託された問題に対して以下のとおり回答すべきことを提案する。

「1 情報社会指令2001/29の第4条は、著作権者の頒布権が、複製物がその後その形態について改変され当該改変された形態にて再び市場に置かれた場合において、著作権者によりまたはその承諾に基づき欧州経済領域内で販売され頒布された著作権で保護された著作物の複製物に関して行使されるか否か、という問題に対する回答を規律している。

2（a）質問1にて参照されたような改変が存在するという事実は、情報社会指令の第4条（2）の範囲内における消尽が、妨げられるか、あるいは阻止されるか否か、という問題に対する回答に関係する。

（b）本案訴訟中で問題とされている上記のような状況下では、オリジナルの著作物が組み込まれているような同質の有体物の媒体の使用を構成する改変（an alteration consisting of the use of a material medium of the same nature as that in which the original work）は、情報社会指令2001/29の第4条（2）が意味する範囲内における頒布権の消尽を排除する（excludes exhaustion of the right of distribution within the meaning of Article 4(2) of Directive 2001/29）。

（c）上記のことが、オランダ国内法で発展された判断基準に適用の余地を与えるか否かを分析することは、オランダ国内裁判所の仕事である。」

(4) 本件判決の結論（本件判決末尾の太字部分）

情報社会における著作権および関連権の一定の側面のハーモナイゼーションに関する2001年5月22日の欧州議会およびEU理事会の指令2001/29/ECの第4条(2)は、以下のとおりの意味を有するように解釈されなければならない。

「情報社会指令2001/29で規定されている頒布権の消尽のルールは、(著作権法上)保護される著作物の複製物が、著作権者の承諾に基づき欧州連合(EU)内で販売された後に、当該複製物が紙のポスターからキャンバス上に移転するといったように、その媒体の改変が行われ、かつ、その新規の形態において再び販売に置かれるという状況下では、適用されない。」

第2 本事件に関連する裁判例

注：中村幸子作成パワーポイント資料15～22頁参照

以下、本事件に関連する裁判例で問題とされた条約、指令、法律等については、「別紙1」（主に同書第2項）に記載したので適宜参照してください。

1 米国裁判例「媒体を変えると二次的著作物になるか？」

C.M.Paula Co v. Logan 事件判決（355 F.supp189 N.D.Tex 1973）

Mirage Editions, Inc. v. Albuquerque A.R.T. Co.,事件判決（856 F.2d 1341 9th Cir.1988）

2 欧州裁判例「消尽の対象は、有体物だけか？」

UsedSoft GmbH v. Oracle International Corp.事件判決（Case C-128/11）, 3.7.2012, [2012] ECDR 19.)

3 日本裁判例「消尽を巡る著作権者と公共の利益のバランス」

最高裁平成14年4月25日判決（中古ゲームソフト事件）

知財高裁平成26年10月22日判決（自炊代行事件控訴審）

（補足追加）東京地裁昭和62年7月10日判決（真田広之キーホルダー事件）

第3 設例による問題提起

「別紙3」に記載した各場合について、甲が、著作権者乙に無断で商品を販売することが適法か否かをお考えください。（準拠する法律は自由に設定ください）

結論に至る理由もお考えください。

第4 参考文献

中村幸子作成パワーポイント資料23頁に記載された各文献のほか、

- 1 NEWS「頒布権の消尽について判断（ECJ）」（コピーライト55巻648号40頁）
- 2 庄司克宏「新EU法 基礎篇」岩波書店（2013年）
- 3 茶園成樹「講演録 著作者の権利と所有権」（コピーライト55巻648号2頁）
- 4 資料「情報社会における著作権および関連権の一定の側面のハーモナイゼーションに関する2001年5月22日の欧州議会およびEU理事会のディレクティブ2001/29/EC」（コピーライト2001年11月号35頁）
- 5 吉田武志・松原洋平「UsedSoft GmbH v Oracle International Corp.」（SOFTIC Yゼミ2012年11月15日発表資料・判決和訳）
- 6 在ルクセンブルク日本国大使館のホームページ
<http://www.lu.emb-japan.go.jp/japanese/eu/justice.htm>

（文中敬称略）